

平成24～26年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料が決まりました

☎高齢者支援課☎内線2687

介護保険は、3年ごとに事業計画を見直し、保険料もそれに伴って変わります。平成24年度からの第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、表のとおりです。

今回の改定では低所得者の負担軽減策として、新たに「第3段階を軽減する段階」を設けるとともに、第4期介護保険事業計画期間(平成21～23年度)に設定してきた「第4段階を軽減する段階」を継続します。また、負担能力に応じた保険料設定とするため、新たに「第12段階」を設け、所得段階を12段階(実質14区分)に細分化しました。

なお、65歳以上の方の平成24年度の年間保険料額は、6月の住民税課税状況が決定後、計算して7月上旬に個別に通知します。

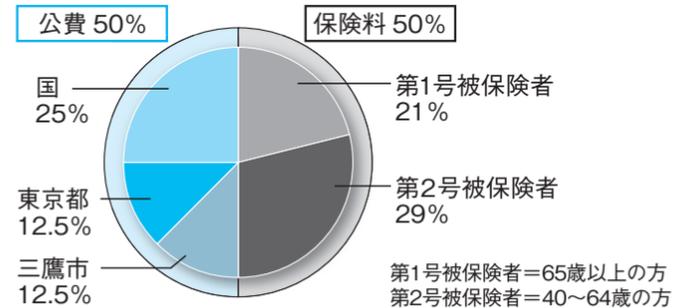
決定した保険料額や納め方などの詳細は、通知書で確認してください。

所得段階	対象者	年額保険料 (基準額に対する割合)
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(※1)を受給している方	26,400円 (基準額×0.44)
第2段階	本人及び世帯全員が 住民税非課税で	本人の年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が 80万円以下で第1段階に該当しない方
第3段階を 軽減する段階		本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万 円以下で第1段階、第2段階に該当しない方
第3段階	第1・2・3段階を軽減する段階に該当しない方	42,000円 (基準額×0.70)
第4段階を 軽減する段階	本人が 住民税非課税で	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の年金収入 額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第4段階		世帯に住民税課税者がいる場合で、第4段階を軽減 する段階に該当しない方
第5段階	本人が住民税課税で	合計所得金額が125万円未満の方
第6段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満の方
第7段階		合計所得金額が190万円以上400万円未満の方
第8段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満の方
第9段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の方
第10段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方
第11段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方
第12段階		合計所得金額が1,500万円以上の方

※1 老齢福祉年金:明治44年4月1日以前に生まれた方などが対象となる福祉年金。
 ※2 合計所得金額:収入金額から「必要経費に相当する金額」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額であり、住民税などを算定する課税標準額とは異なります。

◆介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、半分は国・東京都・三鷹市の公費で、残りの半分を被保険者の方々が納める保険料で賄っており、このうちの21%が65歳以上の方の保険料負担となります。



◆第5期介護保険事業計画における保険料設定の背景と算定方法

高齢者人口や介護を必要とする方の増加、地域に密着した介護保険施設の充実、介護職の報酬改定、第1号被保険者の負担率の改正により、第5期介護保険事業計画期間(平成24～26年度)の3年間にかかる総給付費は、前期(平成21～23年度)に比べ、約51億円増の約325億円が見込まれます。

保険料の設定に当たっては、「介護給付費準備基金」の取り崩しによる約3億円と、「東京都財政安定化基金」から交付される約9,500万円を活用し、介護保険料の上昇の抑制に努め軽減を図りました。このことにより、三鷹市の介護保険料基準額は月額5,000円(年額60,000円)となりました(都内の市区町村の平均基準額は月額4,992円)。

$$\text{保険料基準額} = \frac{\text{三鷹市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分}}{\text{三鷹市の65歳以上の方の数}} \div 12 \text{ カ月}$$

三鷹市 = 5,000円(月額)

三鷹市の65歳以上の方の数(約112,350人)

※介護保険給付にかかる費用、65歳以上の方の数は、3年間(平成24～26年度)の推計値です。



今号では、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)における公園空間の整備の基本的な考え方を紹介します。

☎都市再生推進本部事務局☎内線2052

事業概要

市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、暫定管理地として市が活用している市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、災害時の一時避難場所となる防災公園と、健康・スポーツ施設、老朽化し耐震性に課題のある公共施設などを集約化した多機能複合施設を整備します。事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

災害時に一時避難場所として機能する防災公園は、平常時、市民のみなさんに親しまれ、緑あふれる公園空間として整備されます。まとまりのある緑を整備することにより、市役所のある市民センターから農業公園、仙川公園、丸池の里につながる緑のネットワークを生かした景観となります。

公園施設を整備するに当たり、以下の4つの視点を基本的な考え方とします。

公園施設整備の主な方向性

◆機能性

- ・日常利用のみならず、災害時利用にも対応可能
- ・ユニバーサルデザイン(※1)の採用

◆環境への親和性

- ・再生木材(※2)など、再利用材の活用
- ・中水(※3)利用や雨水還元

◆経済性

- ・シンプルで補修が容易なデザイン
- ・耐久性に優れた素材の使用による維持管理費の軽減

◆安全性

- ・滑りにくく段差のない園路
- ・手すりや点字ブロックなどの安全な利用を補助する設備

※1 ユニバーサルデザイン…年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインのこと。
 ※2 再生木材…廃木材や廃プラスチックなどを原料とした木質複合材。
 ※3 中水…雨水や排水を再生処理してトイレや散水に利用する水のこと。

※上記、イメージ図、方向性などについては、今後の実施設計などの検討により変わる場合があります。



市内の空間放射線量測定結果

☎環境政策課☎内線2523

4月2日から第5次測定として、定点観測地点と市内110カ所の測定を順次実施しています。4月12日～24日に測定した各施設(新川保育園など全27施設)の地上1mの値は0.04～0.11毎時マイクロシーベルトでした。くわしい測定結果は市ホームページのトップページ「東日本大震災関連情報」から、または三鷹市公式ツイッターHPhttp://twitter.com/mitaka_tokyoからご覧ください。

また、第1～3次測定結果の地図情報を市ホームページの「三鷹市わがまちマップ」(トップページ「地図情報」)で確認できます(第4次以降の測定結果は掲載準備中です)。

〈そのほかの市内放射性物質測定結果〉 ※単位は[Bq(ベクレル)/kg]

採取日	場所	対象	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
3月30日	東部水再生センター	脱水汚泥	不検出	14.4	21.0
		放流水	不検出	不検出	不検出
4月16日	上連雀浄水所 三鷹新川浄水所	水道水	不検出	不検出	不検出
		水道水	不検出	不検出	不検出

☎東部水再生センター☎03-3309-1447
水再生課☎内線2873

◆三鷹市産野菜などの放射性物質測定結果について

4月17日に三鷹市産野菜(ホウレンソウ)を検体として採取した結果、放射性セシウムは不検出でした。

☎生活経済課☎内線3063

※「不検出」とは、検査機関の分析による検出限界値未満であることを示します。くわしくは、市ホームページの各検査結果をご覧ください。



- ・毎時マイクロシーベルトとは、放射線が人体に与える影響を1時間当たりで表す単位です。
- ・1マイクロシーベルトとは、1シーベルトの100万分の1を表す単位です。
- ・ベクレルとは、放射線を放つ放射能の量であり、放射能の強さを表す単位です。